

令和3年8月25日

第19回 志摩市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催について（報告）

新型コロナウイルス感染症について、庁内での情報共有及び感染症対策を図るために、見出しの会議を開催いたしましたので、下記の通り報告します。

記

1. 日時・場所・出席者

- (1) 日時・・・令和3年8月25日（水） 17:00～17:30
- (2) 場所・・・志摩市役所 5階 庁議室
- (3) 出席者・・・志摩市新型コロナウイルス感染症対策本部長、副本部長ほか本部員15名

2. 会議事項

- (1) 本部長挨拶
- (2) 国・県の動向について
- (3) 市内における感染者の発生状況について
- (4) 公共施設の対応について
- (5) 各部の対応状況の報告について
- (6) その他

3. 概要

○三重県緊急事態措置が適用された。

主な内容として

- ・特に20時以降については、外出の自粛をお願いします。
- ・ホームパーティーなど自宅での家族以外との食事会や、バーベキュー、路上・公園など屋外であっても、大人数・長時間の飲食は避けてください。
- ・酒類の提供又はカラオケ設備を提供する飲食店においては休業の要請。
- ・大規模商業施設においては人数管理、人数制限等を行うよう要請し、サーモカメラ等を設置し、入場者の人数管理。
- ・高等教育機関等においては、生活の維持に必要な場合を除く、外出や移動の自粛、特に20時以降の外出の自粛や、自宅や屋外であっても「大人数や長時間となる飲食」の場を避けるなど学外での行動も含めた感染防止対策について、学生に対し周知・徹底をお願いします。
- ・幼稚園、学校、保育所、介護老人保健施設等、大学等、自動車教習所、学習塾等、図書館、ネットカフェ等において感染防止対策の徹底等をお願いします。

- ・事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務の抑制をお願いします。

○三重県のイベント開催基準等について

- ・イベントについて、県内開催は21時までとする。
- ・イベントの上限人数は5000人となる。
- ・収容率は収容定員の50%となる。

○県が実施する対策として

- ・宿泊病床の増床、増室。
- ・9月から抗体カクテル療法や点滴等が行えるよう取組を進める。
- ・「自宅療養フォローアップセンター（仮称）」を順次設置し、フォローアップを実施。
- ・妊娠中の方に対するワクチン効果に係る啓発、妊婦及びその同居者が優先的に接種を受けられるよう、市町に働きかける。

○市が実施する対策として

(1) 教育委員会

① 小中学校

- ・当面の9月2日（木）～9月10日（金）を分散登校期間とし、緊急事態宣言が解除されるならば、9月13日（月）から通常登校とする。

【分散登校】・・・毎日半日登校+オンライン・プリント学習

② 社会施設、スポーツ施設、学校開放施設

- ・休館とする。
- ・公民館講座は全ての教室を休止する。

(2) 健康福祉部

① 保育所・幼稚園

- ・感染症対策を講じ通常どおり実施

② 放課後児童クラブ

- ・感染症対策を講じ通常どおり実施

③ 子育て支援センター

- ・休館

④ 阿児健康福祉センター「サンライフあご」

- ・1階 健康増進センター休館

(3) 市民生活部

① 公民館・コミュニティセンター

- ・原則使用を中止する。

(4) 産業振興部

① 観光施設

- ・休館とする。

② 志摩市観光協会

- ・電話対応のみとする。

(5) 建設部

① 公園施設

- ・複合遊具の使用を禁止とする。

(6) 政策推進部

① サミエール

- ・休館とする。

(7) 総務部

① 本庁舎

- ・感染防止対策を講じ通常通り実施
- ・来庁者への注意喚起看板の設置